

区立学校臨時休業中の昼食費支援の実施について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急事態宣言による区立学校の臨時休業により、給食が提供できないため、昼食費相当額の支援を必要と認められる世帯（就学援助受給世帯）に対して昼食費相当額を支給する。

2 対象者

令和2年度就学援助支給認定で準要保護世帯を昼食費支援の支給対象とする。

ただし、緊急対応を必要とするため、平成31年度中野区就学援助受給者を令和2年度も引き続き同様の状況であるとみなして支給対象者とする。

なお、本昼食費支援を支給されたものが令和2年度就学援助非該当（申請がない場合も含む）だった場合でも、みなし認定済みとし、支給された昼食費の返還は求めない。

3 支給内容

支給金額は、令和2年4月以降の区立学校臨時休業中の給食実施想定回数に昼食費相当額500円をかけた額とする。

令和2年4・5月分で、35回分、1人あたり17,500円となる。

4 支給方法

支給対象児童・生徒の保護者の就学援助費振込口座に振込む。

緊急対策につき4・5月分は5月末日に支給する。

5 その他

(1) 平成31年度就学援助非該当者、転入者等が、令和2年度就学援助対象に認定された場合は、認定後に4・5月分の支援を遡及支給する。

(2) 中野区、中野区教育委員会ホームページを通じ支援の実施を周知する。